

ご質問へのご回答

No.	ページ	項目	質問	回答
1	1	2	本事業の目的として掲げられている「行きたい」「働きたい」「住みたい」の創出について、これらは単一の事業内で一体的に取り組むことを想定しているか。あるいは、ターゲットやテーマごとに別々の事業（複数の単体事業）として提案することを想定しているか。市が期待する事業構成のイメージや方向性があるか。	本市としては、神戸の魅力を中長期的かつ広範囲に発信することにより、神戸への関心を高め、来訪、就業、居住等につながる契機を創出することを期待しています。単一の事業により一体的に取り組む提案、複数の取組を組み合わせる提案のいずれも可能です。事業全体として本市の目的にどのようなつながるかを明らかにしたうえで、魅力発信の手法や効果的な事業構成のイメージや方向性をご提案ください。
2	1	2	神戸市への移住・定住・関係人口創出に向けた本事業の趣旨として、ターゲット層が神戸を「選択する理由（動機）」となる新たな魅力コンテンツの開発およびその情報発信・拡散を軸とした提案を期待しているという理解で相違ないか。本事業において市が主として求める提案内容の範囲についてご教示いただきたい。	ご認識のとおりです。 本事業では、神戸への来訪、就業、居住等を選択する動機となる魅力コンテンツを開発し、そのコンテンツを広く発信・拡散することにより、神戸への関心を高め、「神戸を訪れたい」「神戸で働きたい」「神戸で暮らしたい」と思う人を増やす提案を想定しています。 ただし、本市が現時点で想定していない手法や事業内容であっても、本事業の目的達成に資する提案を除外するものではありません。
3	1	2	企業版ふるさと納税等を活用して実施する事業について、単体事業または複数事業全体における市としての想定予算規模（または事業規模のイメージ）はあるか。	本事業の予算規模については、提案内容、実施期間、財源構成、企業版ふるさと納税等による寄附の見込み等を踏まえて検討する予定であり、現時点では具体的な金額を設定していませんが、事業目的に対してできるだけ高い効果を得るために一定の予算規模は必要と考えております。 事業目的を効果的に達成するために必要と考えられる事業内容と併せて、概算事業費、費用の内訳、複数年度にわたる場合の年度ごとの事業費及び寄附最低額の考え方等をご提案ください。なお、ご提案いただいた事業の実施及び予算措置を確約するものではありません。
4	1	2	代表企業や構成企業の追加・変更・減員が可能か。	可能です。 本サウンディング型市場調査で提案する参加体制が、今後実施する事業者公募等における体制を拘束するものではありません。なお、今後の事業者公募等における応募資格、実施体制その他の条件については、公募を実施する際に改めてお示しします。
5	2	4	2027年度事業を想定した場合、寄附の申出・受入はいつから可能か。	2027年度以降の事業実施を想定し、事業者公募等の手続きと並行して、寄附の受入れに必要な準備を進める予定です。寄附の申出及び受入れが可能となる具体的な時期については、今後の事業化の検討状況や事業者公募等のスケジュールを踏まえて決定し、改めてお示しします。
6	2	4	事業者が設定する「寄附最低額」に達せず事業が実施されなかった場合、寄附企業の承諾が必要となる「本市の別事業」とは、具体的にどのような事業分野が想定されているか。また、寄附金の集金活動において、神戸市からの後援名義の使用や、市の公式広報媒体等での寄附呼びかけ協力は可能か。さらに、寄附企業に対する非金銭的なメリット（市のWebサイト等での企業名掲載等）について、利益供与にあたる範囲として許容されるPR手法の基準はあるか。	寄附最低額に達せず、提案事業を実施しないこととなった場合の寄附金の取り扱い、寄附企業の承諾を得たうえで、観光分野をはじめ、神戸への来訪促進や国内外における神戸の認知度及びブランドイメージの向上に資する、本市の他の魅力発信事業等に活用することを想定しています。具体的な充当先については、寄附企業の意向や本市の事業実施状況等を踏まえて調整します。 寄附の募集に当たっては、本市と事業者の役割分担を整理したうえで、本市の公式広報媒体等を活用した周知について検討することは可能です。後援名義の使用については、具体的な事業内容及び申請内容に基づき、関係する基準等に照らして個別に判断します。 寄附企業名の本市HP等への掲載は、寄附に対する謝意の表明として、社会通念上相当と認められる範囲内で実施することは可能です。一方、商品又はサービスの優先的な利用や広告・宣伝等、寄附企業に経済的利益を供与することはできません。具体的な周知及び寄附企業名の公表方法については、提案内容を踏まえ、企業版ふるさと納税制度の趣旨に沿って個別に検討します。
7	2	4	企業版ふるさと納税における寄附金以外に、事業に関連する派生施策等に対する補助金、業務委託などの支援金抛出の可能性はあるか。	本事業に関連する派生施策等を対象とした補助金、業務委託その他の支援制度については、現在、該当する制度はございません。また、2027年度以降についても、現時点では想定しておりません。
8	2	4	本事業（企画事業および関連施策）に係る経費において、寄附金を主とする支援金を越えて掛かる費用については認定事業者の負担において実施する、または想定の見積もりを下回することは問題ないか。	市からの具体的な支出方法として、企業版ふるさと納税を原資とした委託、補助、負担金などを想定しており、例えば補助や負担金の場合は、事業者の事業費の一部として市が支出し、残りは事業者による支出になるものと想定しております。また、実際の経費が想定の見積もりを下回った場合の取扱いは、市からの支出方法や契約条件等によって異なります。そもそもの事業趣旨が達成できているとの前提のもと市の想定を下回る場合はその分を返還していただく可能性もあると考えております。

9	2	4	寄附金活用の使用範囲は企画事業および関連施策まで可能という認識で良いか。 また事業年度を跨ぐ場合の使用期限について詳しくご教示いただきたい。	企業版ふるさと納税等を原資とした市からの補助、負担金等については、本事業の目的達成に必要な企画事業および関連施策の経費への活用を想定しております。関連施策については、本事業の目的の範囲内において公募時に提案が可能であり、正式には事業採択時に確定することになります。 使用期限（年度跨ぎ）については、年度を跨ぐ場合であっても、市の予算上、債務負担行為の設定などの議会上の手続きを経て、翌年度以降も使用可能です。なお、複数年度にわたる事業の実施及び翌年度以降の予算措置を現時点で確約するものではありません。
10	2	4	市の支援金について、事業の着手時、実施途中、完了時など、複数回に分けて支払を受けることは可能か。可能な場合の支払時期・条件と、事業完了時の精算方法をご教示いただきたい。	支出にあたっては、事業完了後に実績を確認したうえで行う精算払を基本とします。ただし、事業内容や企業版ふるさと納税等の寄付受入れ状況等を踏まえ、事業着手時や事業途中に概算払等を行うことも検討可能です。支払回数、支払時期及び条件については、採用する事業スキームや市からの支出方法に応じて、公募条件又は契約条件等においてお示しします。
11	2	4	寄附候補企業への説明・募集、適格性の確認、寄附の受入手続きについて、市と事業者の役割分担の想定があればご教示いただきたい。 また、神戸市による候補企業への制度説明等の協力を仰ぐ事は可能か。	事業者の役割としては、事業者のネットワークを活かした候補企業へのアプローチ、本企画事業の具体的な内容・事業効果・地方創生への貢献等の説明を担っていただくことを想定しています。 神戸市の役割としては、企業版ふるさと納税の制度面における公式な説明・募集、候補企業の適格性（※）の最終確認、寄附受入にかかる法的手続き・受領書の発行を想定しています。 （※企業版ふるさと納税の制度上の要件を満たすこと、反社会的勢力との関わりがないこと等の確認） 本サウンディング型市場調査又は事業者公募の実施中は、特定の提案者のみを支援することのないよう、本市による説明は制度に関する一般的な内容を基本とします。事業者確定後は、事業者が寄附候補企業へ本事業をご提案される際、必要に応じて神戸市の担当職員が同席し、制度の概要や本市における地方創生の取り組みについて直接ご説明するなどの協力は可能です。
12	2	4	寄附目標額への到達見込みを判定する目安があればご教示いただきたい。 また、判定の期限設定はあるか。 また、目標額に若干満たない場合には、他の事業への充当でなく、事前に縮小案を示すことで目的の達成が可能と判断されれば、計画変更にて事業を継続することは可能か。	企業版ふるさと納税等の目標額への到達見込みはサウンディング時や公募時にお伺いしたうえで、事業化する場合は市として予算措置が必要になるため大幅な乖離が生じる可能性があれば事業遂行は難しいと考えております。
13	2	4	神戸市内に本社を置く企業又は個人から貴市が受け入れる一般寄附と、事業者が別契約で受ける協賛金を、企業版ふるさと納税を原資とする支援金と組み合わせて本事業の財源とすることは可能か。 また、一般寄附と協賛金について、寄附目標額の算定に含められるか、ご教示いただきたい。	本事業の財源については、原則、企業からの寄附（企業版ふるさと納税による寄附または一般寄附）によるものとします。ただし、本事業提案にかかる事業者側の事業で協賛金を集めることに関しては問題ございません。その場合は、寄附と協賛を明確に区分する必要があります（No.17の回答参照）。 また、企業版ふるさと納税の制度適用にあたっては、寄附企業への利益供与に該当しないことや、その他関係法令・制度上の要件を満たす必要があります。 なお、一般寄附と協賛金について、寄附目標額の算定に含めることが可能ですが、企業版ふるさと納税による寄附目標額とは区分してお示しください。
14	2	4	大学・高校との連携施策に際し、教育関係部署・学校への窓口紹介や周知、教員との調整など、運営面を含めて貴市に協力を相談できる範囲をご教示いただきたい。 また、地元企業の見学・就業体験につなげるため、既存の若者向け就業支援等と連携できる制度や窓口があればご教示いただきたい。	大学・高校との連携施策が事業内容に含まれる場合、本市教育関係部署や学校との連携が必要となる場合は、提案内容を踏まえ、本市において関係部署への情報共有や窓口の紹介等について可能な範囲で協力を検討します。ただし、各学校における教育課程や学校運営上の判断が必要となるため、学校への参加依頼や事業実施を本市が保証するものではありません。また、教職員との個別調整や事業運営の主体的な実施については、原則として事業者において行っていただくことを想定しています。 若者の地域定着や地元企業への理解促進を目的とした施策については、本市の雇用・就業支援担当部局や関係機関が実施する既存事業との連携の可能性あります。地元企業の見学や就業体験等を含む提案については、内容に応じて関係部署・関係機関の紹介や情報提供などの協力を検討します。 具体的な連携内容や協力の範囲については、提案内容や事業スキームを踏まえ、個別に協議させていただきます。

15	2	4	地元企業・経済団体・クリエイター・地域団体への窓口紹介、撮影や会場利用等の調整、市民参加の募集、イベント会場の紹介、市の広報・関係媒体での情報発信について、貴市が協力可能な範囲をご教示いただきたい。 また、既存施策との連携や公共施設の利用に関する条件があれば、併せてご教示いただきたい。	地元企業・経済団体・クリエイター・地域団体等との連携が必要となる場合は、提案内容を踏まえ、本市において関係団体や関係部署の紹介、情報共有等について可能な範囲で協力を検討します。 また、事業に撮影等が必要な場合、撮影場所やイベント会場については、市有施設や公共空間を含め、事業内容に応じて利用可能な施設等の情報提供や関係部署の紹介を可能な範囲で行うことを検討します。ただし、施設の利用許可等を保証するものではなく、各施設の利用条件や手続きに従って対応いただく必要があります。 市民参加の募集や事業の周知については、市ホームページ、市公式SNSその他本市が保有する広報媒体による情報発信について、公益性や発信内容等を踏まえ、個別に協議のうえ対応を検討します。 なお、本市又は関係団体が実施する既存施策との連携についても、事業の目的や内容との親和性を踏まえ、関係部署との調整や情報提供等の可能な範囲で協力を検討します。 具体的な協力内容や範囲については、提案内容や事業スキームを踏まえ、関係法令や施設管理上の条件等も考慮しながら、個別に協議させていただきます。
16	2	4	事業不実施時に寄附金を貴市の他の事業へ充当することについて、寄附企業から承諾を得るための市の様式又は必要記載事項はあるか。 また、不実施の判定及び寄附企業への説明・通知について、市と事業者の役割分担をご教示いただきたい。	企業版ふるさと納税については、地方創生の趣旨に基づき、市が取り組む分野に関して寄付をいただくものであり、ご提案いただいた事業に限らず同趣旨の事業は市として実施を検討していくものです。別の質問でもありますが、寄付の受領は市で行うため、寄付の申し出をいただいた際に、同制度の趣旨などは市から説明をしていくこととなります。現状の寄付様式に関して、ご質問の趣旨の文言はございません。
17	2	4	寄附とは別に、地元企業から金銭・現物の協賛を受ける場合、協賛内容に応じた広告掲載、社名・ロゴの掲出等を対価として提供することは可能か。寄附の代償となる利益供与に該当しないための留意点をご教示いただきたい。また、同一企業が寄附と協賛を行う場合の留意点や、事前確認の手続があれば、併せてご教示いただきたい。	企業版ふるさと納税とは別に、地元企業等から金銭又は現物による協賛を受けた場合、当該協賛に対して、協賛契約に基づき広告掲載や社名・ロゴの掲出等を行うことも可能です。 ただし、企業版ふるさと納税による寄附については、制度上、寄附の代償として経済的な利益を供与することが認められていないため、協賛に対する広告掲載等の対価が、企業版ふるさと納税による寄附に対する利益供与とみなされないよう留意する（協賛企業への特典を、企業版ふるさと納税寄附企業には供与しないなど）必要があります。 例えば、企業版ふるさと納税による寄附と協賛契約を明確に区分するとともに、広告掲載、社名・ロゴ掲出、協賛企業紹介等の対価については、協賛契約に基づくものとして区分整理するなど留意する必要があります。 また、同一企業が企業版ふるさと納税による寄附と協賛の双方を行うことを妨げるものではありませんが、その場合においても、寄附と協賛を明確に区分し、協賛に対する対価が寄附に対する実質的な見返りと見えないような十分な整理が必要です。 なお、個別の事例については、寄附制度上の取扱いや利益供与の観点を踏まえて確認が必要となるため、本公募実施時の具体的な提案内容については、事前に本市へご相談ください。
18	3	5	申込法人・構成企業に所属しない、実行委員会関係者等をヒアリング参加者に含められるか。	本事業の企画、実施体制等に関係する者であれば、申込法人又は構成企業に所属しない実行委員会関係者等をヒアリング参加者に含めることは可能です。なお、参加者についても、実施要領4(1)の①～⑤に該当しない者である必要があります。また、実施要領5(2)④に定める参加人数の範囲内としてください。
19	4	6	ヒアリング（30分～1時間程度）当日の時間配分について、事業者からの提案プレゼンテーション時間と市との質疑応答時間の推奨目安はあるか。また、オンラインで実施する場合のWeb会議ツール（Microsoft Teams、Zoom等）に指定はあるか。	事業者からの提案説明及び市との質疑応答を合わせて30分から1時間程度を予定しており、時間配分は提案内容に応じて調整いただいて差し支えありません。しかし、質疑応答の時間を確保するため、提案説明は30分以内に留めていただくようお願いします。 オンラインで実施する場合は、原則としてMicrosoft Teamsを使用します。接続用URL等は、実施日時の調整後に本市からお知らせします。
20	4	8	本サウンディングへの参加実績が、今後の事業者公募等における評価対象になるとのことだが、評価における具体的なウェイトや重視されるポイントのイメージ（例：企画案の実現性、寄附見込額の多寡、地元連携など）はあるか。また、法人のグループ（コンソーシアム等）でサウンディングに参加した場合、構成員全員が将来の公募時に参加実績として評価されるか。	今後の事業者公募等における具体的な評価項目、配点及びウェイトについては、本サウンディング型市場調査の結果等を踏まえて検討する予定であり、現時点では未定ではありますが、ご質問に例示されている企画案の実現性、寄附見込額の多寡、地元との連携等は、いずれも重要な評価のポイントになると考えています。加えて、海外における神戸の認知度やブランドイメージの向上への寄与、情報発信の到達規模、神戸への来訪促進効果、若者の地域定着、事業の実効性やインパクト等についても、重要な視点になると考えています。 法人のグループで参加した場合は、参加申込書等に構成員として明記された法人について、参加実績として取り扱うことを想定しています。